

人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)

一般職業訓練
育児休業中訓練
中長期的キャリア形成訓練

計画変更届

実施する訓練を○で囲んでください

労働局長 殿

提出日 年 月 日

事業主所在地
〒
名称
氏名 印
代理人所在地
〒
名称
氏名
電話番号
所在地
(提出代行者・事務代理者)
社会保険労務士 名称
氏名 印
電話番号

標記について、次のとおり提出します。

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地	(〒)		
3 雇用保険適用事業所番号	電話番号		
4 労働保険番号			
5 訓練計画届受付番号			

変更する項目について、記入してください。

6 訓練カリキュラム、講師等訓練内容の変更	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		※ 変更がある場合、変更後のカリキュラム等も必要です			
7 訓練コースの名称			8 職業分類			
9 訓練の実施期間	初日	年 月 日	最終日	年 月 日	10 受講予定者数	人
					11 総訓練時間数	時間 分

※ 法令において事業主に対し実施が義務付けられている労働安全衛生法に基づく講習等、派遣元事業主による派遣労働者への教育訓練(入職時から毎年8時間)の訓練時間については助成対象になりませんので、総訓練時間数から除外してください。

12 座学を実施する教育訓練機関(類型は別紙※1参照)	名称	所在地	(電話番号 - -)	類型	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
	訓練実施場所				
	名称	所在地	(電話番号 - -)	類型	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
	訓練実施場所				

13 届出に関する当該事業所の担当者	所属		電話番号	- -
	氏名		FAX	- -

14 変更手続きを行う理由	
---------------	--

※裏面の確認事項も記入してください。

※労働局処理欄

受付番号 受付印

※本別紙は訓練計画届提出時に添付する必要はありません。

提出上の注意

本様式は、特別育成訓練コースの一般職業訓練(育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練)の確認を受けた事業主が、訓練内容に変更がある場合に提出するものです。変更する項目について記入し期日までに提出してください。

記入上の注意

- 1 5欄は、事前に確認を受けた「人材開発支援助成金(特別育成訓練コース(一般職業訓練、育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練)計画届)」の受付番号を記載してください。
- 2 12欄の教育訓練機関を変更する場合には、変更に至った理由書の提出を求めています。
- 3 訓練講師を変更する場合は、本様式とあわせてOFF-JTの講師要件を確認する書類(様式第1-1号(別添様式3)) (12欄の類型でウを選択した場合のみ)を添付してください。
- 4 以下の①から③までのいずれかに該当する場合、変更届を提出する必要はありません。
 - ① 様式第1-1号(一般職業訓練、育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練)計画届1欄から5欄までの事業所・企業に関する事項(名称、所在地、事業内容)を変更する場合。
 - ② 様式第1-1号(一般職業訓練、育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練)計画届13欄の受講予定者数を減らす場合。
 - ③ 様式第1-1号(一般職業訓練、育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練)計画届14欄の総訓練時間数を変えずに、12欄の訓練の実施期間の初日又は最終日を変更する場合。
(変更届が不要となる例) ・4月1日～7月31日の訓練を、総訓練時間数を変えずに実施期間を4月1日～8月15日に変更
・4月1日～7月31日の訓練を、総訓練時間数を変えずに実施期間を4月16日～8月15日に変更

※1 12欄の類型 (以下のアからウまでのいずれかの類型を選択し、該当する項目にチェック(☑)をつけてください。)

- ア 訓練実施事業主以外の設置する施設に依頼して行われる訓練(講師の派遣を含む)であり、次のaからdに掲げる施設に委託して行う事業外訓練又はeの事業内訓練
- a 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発促進法第15の7第1項ただし書きに規定する職業訓練を行う施設
 - b 各種学校等(学校教育法第124条の専修学校若しくは同法第134条の各種学校、又はこれと同程度の水準の教育訓練を行うことができるものをいう。)
 - c その他職業に関する知識、技能若しくは技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設
 - d その他当該訓練に係る助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主又は事業主団体の設置する施設
 - e 外部講師の活用や社外での場所で行われる訓練であって、事業主が企画し主催したもの
- イ 事業内訓練又は事業外訓練として行われる認定職業訓練(職業能力開発促進法第24条に規定する認定職業訓練をいう。)
- ウ ア及びイ以外の事業内訓練であって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力(当該分野の職務に係る実務経験が通算して10年以上)を有する者により実施される職業訓練
- *1 事業外訓練とは、事業主以外の者が企画し主催するものをいいます。
 - *2 事業内訓練とは、事業主が企画し主催するものをいいます。
 - *3 ウを選択する場合は、「専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者」であることが確認できる書類(様式第1-1号(別添様式3))を添付してください。

※2 「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。

※3 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。